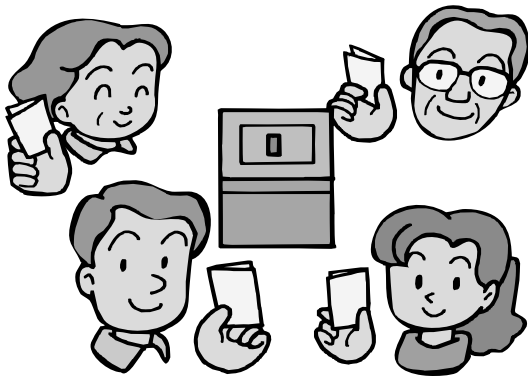


投票日前でも

きじつぜん
期日前投票制度などが導入

直接投票箱に投票できます



公職選挙法の一部が改正され、従来の名簿登録地の市町村での不在者投票に替わる「期日前投票制度」が導入されたほか、身体に重度の障害のある方々のための「郵便等による不在者投票制度」などについて改善が図られました。

6月27日には町長選挙、7月には参議院議員通常選挙が行われる予定です。

今月は、これらの制度の内容をお知らせします。

投票日前でも直接投票箱に投票できる
「期日前投票制度」が導入されます

● 期日前投票制度とは

選挙期日（投票日）に仕事や旅行などの一定の予定のある方が、選挙期日前であっても選挙期日と同じ手続きで投票を行うことができる仕組みです。

つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

従来の不在者投票のように、投票用紙を内封筒と外封筒に入れ、さらに外封筒に署名をするといった手続きがなくなり、投票がしやすくなります。

● 対象となる投票

従来の不在者投票のうち、名簿登録地（厚真町）の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。（昨年11月9日に行われた衆議院議員総選挙では、不在者投票数四百八十九票のうち、約八割の三百八十九票が新たに導入された期日前投票に該当します。）

● 不在者投票はなくなる？

名簿登録地（厚真町）以外の市町村や病院、老人ホームなどで行う場合は、従来どおり不在者投票として行われます。

● 投票できる期間と時間

選挙期日の告示（公示）日の翌

日から選挙期日の前日までの間です。

この点が、従来の不在者投票の投票期間（選挙期日の公示日または告示日から選挙期日の前日までの間）から変更されているので注意してください。

投票できる時間は、午前8時30分から午後8時までの時間帯。（土曜日、日曜日、祝日も同様です）

● 投票できる方

選挙期日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の理由（従来の不在者投票事由）に該当すると見込まれる方。

投票できる方

（主な例）

日曜日に営業する自営業の方

妊娠などの理由で投票日に投票できない方

冠婚葬祭の予定のある方

旅行の予定がある方

※対象者は従来の不在者投票と同じです

手続きの流れ

受付（宣誓書の提出）

受付から宣誓書の用紙を受け取り、宣誓書に記載されている期日前投票の事由から自分に該当するものを選択し、受付に提出します

投票用紙の交付

選挙人名簿と対照の後、投票用紙を受け取ります

投票

投票記載台において投票用紙に投票の記載をし、投票箱に投函します。

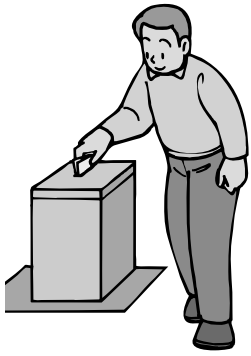
投票箱の保管

期日前投票所を設ける期間中、投票箱は期日前投票所において保管されます。

開票

● 投票の手続き

選挙期日の投票所で行われる選挙手続きとほぼ同じですが、従来の不在者投票と同様に宣誓書の提出が必要となります。



●その他
期日前投票では、選挙権の有無は投票時点で判断されるので、期日前投票を行った後に、死亡した場合などで選挙権を失ったとしても、有効な投票として扱われることとなります。

投票での面倒な手続きが不要！

選挙期日前の投票であっても、選挙期日の投票と同じく、投票用紙を直接投票箱に入れることができ、投票用紙を内封筒および外封筒に入れ、外封筒に署名するという面倒な手続きがなくなりました。

●期日前投票制度のメリット

●投票場所
期日前投票所で行います。
厚真町は、役場内に設けている厚真町選挙管理委員会事務室で行います。

郵便等による不在者投票
「対象者の拡大」と「代理記載制度」

■郵便等による不在者投票の対象となる方の拡大

改正により、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

申請を忘れずに！

不在者投票には「郵便等投票証明書」が必ず必要になりますので、忘れずに申請してください。

■郵便等による不在者投票における代理投票制度の創設

郵便等による不在者投票をすることが出来る選挙人で、自ら投票の記載をすることができない方として定められた次の(1)または(2)に該当する方は、あらかじめ市町村(厚真町)の選挙管理委員会の委員長に届け出た方に投票に関する記載をしてもらうことができます。

(1)身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級である者として記載されている方

(2)戦傷病者特別援護法上の戦傷病で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の傷害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ次の①および②の手続きを行っておく必要があります。これらの手続きは同時に行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続きは③です。

①代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続き

選挙をする方は、名簿登録地(厚真町)の選挙管理委員会に代理記載の申請を行います。

申請に必要な書類は、申請書、郵便等投票証明書、身体障害者手帳または戦傷病手帳です。

代理記載の方法による投票を行うことができる方であることが記

載された郵便等投票証明書は郵便等をもって選挙する方に送られます。

②代理記載人となるべき方の届出の続き

選挙をする方は、名簿登録地(厚真町)の選挙管理委員会に代理記載人となる方の届出を行います。届出に必要な書類は、届出書、郵便等投票証明書、代理記載人が署名した同意書・宣誓書です。代理記載人の氏名が記載された郵便等投票証明書は郵便等をもって選挙する方に送られます。

③代理記載の方法による投票手続き

選挙をする方、代理記載人は名簿登録地(厚真町)の選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。請求に必要な書類は、代理記載人が署名した請求書、郵便等投票証明書です。投票用紙・投票用封筒は郵便等で選挙をする方、代理記載人へ送られます。現在いる場所代理記載人は、投票用紙に選挙する方が指示する候補者を記載し、投票用封筒に入れた後、そのおもて面に署名して、名簿登録地(厚真町)の選挙管理委員会に郵便等をもって送付します。

町長選挙の主な日程

| 月 | 日 | 曜 | 事項 |
|---|----|---|--------------------|
| 6 | 17 | 木 | 選挙運動用車両事前審査 |
| | 18 | 金 | 立候補届出書類事前審査 |
| | 21 | 月 | 選挙時登録(選挙管理委員会) |
| | 22 | 火 | 選挙期日の告示 立候補届出受付 |
| | 23 | 水 | 期日前投票、不在者投票開始 |
| | 24 | 木 | 選挙立会人届出期限 |
| | 27 | 日 | 投票日(即日開票) |
| | 28 | 月 | 当選証書の付与 |
| 7 | 11 | 日 | 選挙運動費用収支報告期限 |